

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和2年1月14日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

### <本日の報告事項>

司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、本日は2件御報告をさせていただきます。

1件目は、毎日新聞、令和2年1月13日朝刊での報道についてです。

令和2年1月13日月曜日、祝日でしたが、毎日新聞朝刊の1面におきまして「規制庁長官『判断先送り』案 規制委、密室会議で採用」との報道がありました。

まず、記事の中で「規制庁広報室は『メールの文言から明らか』と回答し、安井氏の指示を認めた」と報道されています。これは原子力規制庁から毎日新聞に対して、書面にて、プレーストリーミングの場で長官等が述べた論点や感想を踏まえて、担当者の係長がみずから資料の方向性を検討していたことは、係長のメール中の「3幹部レクのときに幹部の感触を聞けまして、議論していく方向になりそうです」との文言から明らかです、と委員長レクの資料の作成が担当者の判断で行われていた旨を回答しております。したがって、記事にあるように、規制庁が安井氏の指示を認めたという事実はありません。

該当部分に係る毎日新聞からの質問とそれに対する原子力規制庁の書面での回答内容は、別紙1のとおりとなっております。下線を加筆したり、係長の個人名は回答から匿名化しておりますので、御了承ください。

2点目です。大山生竹テフラの噴出規模見直しにつきましては、平成30年11月21日の原子力規制委員会におきまして新知見として認定され、今後の規制上の対応について検討するよう、事務局、規制庁に指示がございました。

そして、同日の委員長の記者会見で更田委員長が述べているように、規制上の対応としては、まず、噴出規模の見直しに伴う関西電力の各原子力発電所への降灰の影響を評価し、火山灰対策を強化する必要があるれば、その強化を求めることとなります。

平成30年12月12日の原子力規制委員会におきまして法律に基づく報告徴収命令の発出を決定したのは、大山生竹テフラの噴出規模の見直しを新知見として認めていない関西電力に対して、強制力のある形で影響の評価を求めることが必要であったからです。

報道記事中にございました「文書指導案」とは、影響評価を行うことなく、基準不適

合との前提で強制力のない行政指導を行うとする点において、そもそも我々の案としてはあり得ないものでございました。

他方、記事中の「再評価命令案」とあるものは、適合、不適合の判断を行うための影響評価を強制力のある形で求めるものです。したがって、見出しにありました「規制庁長官『判断先送り』案」との指摘は当たっていないと考えております。

私からは以上となります。

今御説明した資料につきましては、後ほどホームページに掲載させていただきます。

続きまして、2件目となります。お手元の広報日程に従いまして、補足説明をさせていただきます。

1.原子力規制委員会につきまして、(1)第52回原子力規制委員会、議題は5つございます。

1つ目「審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善に関する検討の進め方について - 実用発電用原子炉の規制基準の見直しに係る取組計画の策定 - 」、こちらは昨年10月23日の原子力規制委員会におきまして、審査経験や実績を規制基準に反映させていく方針について、委員会の了承が得られました。そこで、同方針を踏まえた今後の取り組み内容を委員会に諮るものです。

続きまして、議題2「東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し等に伴う関係規則及び告示の一部改正に対する意見募集の結果について」、こちらは昨年10月30日の原子力規制委員会におきまして、東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し等に伴う関係規則及び告示の一部改正案について、意見募集の実施が了承されました。その意見募集の結果を報告するとともに、関係規則及び告示の改正の決定を委員会に諮るものです。

続きまして、議題3「引用規格の正誤表の技術評価に係る関係規則の解釈等の整備及びこれらに対する意見募集の結果について」、こちらは昨年11月20日の原子力規制委員会におきまして、日本機械学会と日本電気協会の発行した正誤表の技術評価書と規則・解釈等の改正案の意見募集の実施が了承されました。その意見募集の結果を報告するとともに、評価書等の改正の決定を委員会に諮るものです。

続きまして、議題4「中深度処分に係る規制基準等の策定について - 電気事業連合会からの意見聴取の結果を踏まえた方針案 - 」、こちらは昨年11月6日の原子力規制委員会におきまして、中深度処分に係る規制基準の項目等について、公開の場で事業者から聴取することについて了承を得ました。その結果、昨年12月17日に意見聴取を行った結果を報告するとともに、今後の規制基準の策定に向けた取り組み方針を委員会に諮るものです。

最後に、議題5「行政文書の管理の状況について(経過報告)」、こちらは昨年11月27日の原子力規制委員会におきまして、行政文書の管理の状況について報告を行いました。その後の進捗について報告を行うものです。

続きまして、その3つ下になります。(4)第55回原子力規制委員会臨時会議、これは1月23日木曜日、17時半からとなります。議題は「原子力規制委員会と北陸電力株式会社経営層による意見交換」、事業者との定例のものでございまして、今回は北陸電力経営層との意見交換を行うものです。

本日は、審査会合等に関して追加で説明するものはございません。

私からは以上となります。

#### < 質疑応答 >

司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いします。

質問のある方は手を挙げてください。ワタナベさん。

記者 時事通信のワタナベと申します。よろしく願いいたします。

第53回臨時会議の関係で伺いたいのですが、東京電力の経営層との意見交換ですが、おおむねどのようなことを話し合うか、具体的な議題等が見えてきているところがありましたら伺いたいのですが、いかがでしょうか。

児嶋総務課長 まだ資料等はいただけていないので、見えておりませんが、1Fの現場の状況について、お話を中心に伺うことと聞いております。

記者 分かりました。

昨年の11月でしたか、現地の規制事務所長さんからの報告で、人手不足があるのではないかというような話が上がっていたかと思えますけれども、そのときに委員長は、その辺も経営層に聞かねばならない意向を示していましたが、おおむねそういったことを聞いていくという理解をしていればよろしいでしょうか。

児嶋総務課長 そのとおりです。

記者 分かりました。ありがとうございます。

司会 ほか、ございますでしょうか。タケウチさん。

記者 共同通信のタケウチです。

あすの定例会の議題1の関係をお伺いしたいのですが、これは審査経験を踏まえた見直しということで、細かくいえば、多分、ありとあらゆる細かいものが出てくるのだとは想像しているのですが、あしたの時点で個別のどの基準のどれをとということをやめるのか、それとも、スケジュールや枠組みの話をやめるのかという、どういうことをあしたはやるのでしょうか。

児嶋総務課長 今の御質問でいえば、後者の見直しの検討の枠組み、または全体的な今後の流れについて、報告を行ってお諮りするものです。

記者 分かりました。

では、あしたの時点では、何かの案というようなものは、そういうものは一つも出て

こないという。

児嶋総務課長 まだこれから検討を行うことになっていますので、個別具体的な話は出てきません。

記者 分かりました。

あと、議題4のほうなのですが、これは意見を聞くというのは、確か意見聴取自体は見えていたのですけれども、あしたのこの方針案というのはどこまで示されるのか。いつまでにどういう内容の基準を作っていくましようというのは、これもまた枠組みのようなものが出ると考えたらいいのでしょうか。

児嶋総務課長 まず、事業者からの報告結果を報告した後に、今後、どのような基準に関して、どのような内容をどの程度というのを概要で説明をすると聞いております。

記者 分かりました。ありがとうございます。

司会 ほか、ございますか。カワダさん。

記者 朝日新聞のカワダと申します。

議題5なのですけれども、例の9,000件とか9,000件の話だと思うのですけれども、経過報告というのはどの辺まで出る予定なのですか。

児嶋総務課長 現時点までに判明した数字を出したいと思っております。

記者 分かりました。では、9,000、9,000とあるうちの一部はこうでした、ああでしたみたいな。

児嶋総務課長 はい。概数にはなるのですけれども。

記者 分かりました。ありがとうございます。

司会 ほか、ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

- 了 -